「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について

小坂井町の農業委員会は、豊川市の農業委員会に統合するものとする。

小坂井町の農業委員会の選挙による委員は、これらの者であらかじめ互選した者（３名）について、市町村の合併の特例等に関する法律第１１条第１項第２号の規定を適用し、豊川市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとする。